

公益社団法人

大分県臨床工学技士会

定款・諸規則

(平成 25 年 5 月発行)

定 款..... 1

諸規則

会員規程..... 13

会費規程..... 15

役員報酬規程..... 16

定 款

(平成 25 年 4 月 16 日施行)

公益社団法人大分県臨床工学技士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大分県臨床工学技士会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、臨床工学技士の職業倫理の高揚を図り、臨床工学に関する学術技術の研磨及び資質の向上を図るとともに医療機器の安全性を維持し、医療機器を使用する医療現場の効率的な運用を図ることにより地域の福祉・医療の普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療施設における医療機器管理体制の強化及び医療機器の安全使用に関する普及啓発事業
- (2) 医療機器に関する情報提供に関する事業
- (3) 臨床工学技士の資質の向上のための事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 臨床工学技士の免許を有する者で、この法人の活動目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助するため入会した個人又は法人
 - (3) 特別会員 この法人に特別の功労があった者で、理事会の推薦と本人の承諾に基づき社員総会において承認されたもの。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理

事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第26条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第31条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)
- 第35条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行った時は、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は小川 一、副理事長は大石 義英、小野 信行とする。

諸 規 則

(平成 25 年 4 月 16 日施行)

会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、定款第3章の規定に基づき、公益社団法人大分県臨床工学技士会（以下、「本会」という）の会員管理において必要な事項を定め適正に運用することを目的とする。

(入会手続き)

第2条 本会に入会しようとする者は、定款第6条により、以下の手続きを行う。

2 正会員

- (1) 厚生労働省から交付されている「臨床工学技士免許証」に記載の「臨床工学技士名簿登録番号」を「公益社団法人大分県臨床工学技士会入会申込書」に明記し提出する。
- (2) 本会事務局は、申込書の記載内容を登録すると共に、所定の手続きを行う。又、併行して入会者名簿を取りまとめ理事会へ提出し承認を得ることを原則とする。
- (3) 入会日は、入会金と年会費の納入が完了した日とする。
- (4) 入会申込書提出日より6ヶ月以上の入会金と年会費の滞納がある場合は、その入会申込書は無効とする。
- (5) 正会員は入会手続き完了後、正当な理由なく連続2年以上会費を滞納した場合、定款第10条1項により会員資格を喪失する。

3 賛助会員

- (1) 「公益社団法人大分県臨床工学技士会賛助会員入会申込書」に必要事項を記入し本会事務局へ提出する。
- (2) 事務局は、申込書の受付日時を登録すると共に手続きを行う。併行して入会者名簿を取りまとめ理事会へ提出し承認を得ることを原則とする。
- (3) 入会日は、前項の手続きにおいて賛助会費の納入が完了した時点とする。

4 特別会員

特別会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、社員総会において推薦を決定し本人に通知する。

(入会金・経費の負担)

第3条 定款第7条により会員は、その種別に応じて次の各号に定める経費を支払わなければならない。

- (1) 正会員は、総会の議決により別に定められた入会金及び年会費
- (2) 賛助会員は、総会の議決により別に定められた賛助会費
- (3) 特別会員は、経費の負担を要しない。

(退会事由及び手続き)

第4条 会員は、別に定める会員情報変更・退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めるものとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条の規定により、理事会において再入会の可否を決定し、申込者に通知する。ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り再入会を認めない。

附則

この規程は、公益社団法人大分県臨床工学技士会の設立の登記の日から施行する。

会費規程

第1条 この規程は、定款第7条の入会金及び会費納入についての必要事項を定めるものとする。

第2条 正会員の入会金は、2,000円とする。

第3条 正会員の会費は、年5,000円とする。

第4条 賛助会員の会費は一口、年20,000円とする。

第5条 正会員は入会金、会費とも、会員の指定口座からの自動口座振替によって直接本会に納入するものとする。

2 賛助会員の会費は、直接本会に納入するものとする。

第6条 正会員と賛助会員の会費は、入会時及び当該年度の当初に納入するものとする。

2 入会金は入会時に納入するものとする。

3 正会員と賛助会員の入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の約2分の1を法人管理に使用する。

第7条 特別会員は会費の納入を要さない。

第8条 この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、公益社団法人分県臨床工学技士会の設立の登記の日から施行する。

役員報酬規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、本会の定款第25条にもとづき、役員報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性および透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事および監事をいう。

(2) 報酬等とは、その名称のいかんを問わず、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として支払われる財産上の利益及び退職手当のことであって、費用と明確に区分されるものをいう。

(5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費のことであって、報酬等と明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対して報酬を支給しない。

(費用等の決定)

第4条 常勤の役員に対する費用等の支給額は次により計算する。

(1) 別表に定める理事会および各委員会出席における交通費支給額により支給する。

(2) その他、各関連団体の会議等に参加した場合は、別に定める会議等交通費申請書により支給する。

(費用等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関窓口に取り込むこともできる。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人分県臨床工学技士会の設立の登記の日から施行する。